

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年7月28日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） SECカーボン株式会社 代表取締役社長 中島 耕

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	155 台	13 台	9 台	158 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台				
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	22.47	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	第一種特定製品の一覧表を作成し、安全環境部安全環境グループ担当者が一括管理を行い、フロン排出抑制法に基づく簡易点検の実施を、設置場所管理監督者に向けて案内を行っている							
	廃 棄 時	設置場所管理監督者から施設部施設グループ及び安全環境部安全環境グループに連絡して、適切な廃棄処分を行っている。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検の実施							
	廃 棄 時	行程管理票等の確認と、4月～7月、管理監督者に向けた前年度「フロ ン類算定漏えい量（点検、修理、廃棄台数と総算定漏えい量t-CO ₂ / 年）」の社内報告							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	特に行っていない。								
特記事項	整備台数12/13台はエアコンではなくチーリングユニット。エアコンは1台となります。								

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。